静岡市居住支援協議会の組織体制

協議会の活動

〇知識の向上【勉強会 】/〇仲間づくり【意見交換会 】/〇情報発信【関係者への周知 】
・住み続けるための支援策検討 ・物件ストックの確保策検討 ・新たな居住支援事業検討 等

協議会の組織体制は、【検討組織】と【相談窓口】で構成する。
【検討組織】 現場の課題の共有、解決に向けた話し合い・検討、相談窓口への情報提供等を行う。
【相談窓口】 個々の相談に対応し、直接、相談者を支援する。

相談者
（住まいの課題）

- 生活困窮者
- 高齢者
- 障害者
- 子育て世帯
- ひとり親・DV等
- 外国人
- 刑余者
- 犯罪被害者
- 災害等の被災者
- LGBTQ

等

住まいを含む複合的な相談

賃貸住宅の入居支援
生活の見守り 他

住まいを含む複合的な相談

定期的な見守り
再アセスメント

住まいの相談

静岡市居住支援協議会

検討組織
（協議会を組織する会員）

福祉団体
- 静岡市社会福祉協議会
- 静岡市障害者協会

静岡市主管課・公的機関

生活困窮者
- 福祉総務課

住宅支援
- 住宅政策課

高齢者：高齢者福祉課、地域包括ケア推進課
安心感がある温かい社会推進課
障害者：障害福祉企画課、障害者支援推進課
精神保健福祉課
子ども：こども未来課、こども家庭福祉課
その他：社会的包摂推進課
静岡刑務所、静岡地方検察庁

住宅団体
- 静岡市まちづくり公社
- 静岡県宅地建物取引業協会
- 全日本不動産協会静岡県本部

業務委託（市営住宅）

居住支援法人

相談者と行政・住宅・福祉・相談窓口を繋ぐ

相談支援

現場の課題吸い上げ（個別相談を除く）

情報提供

物件探しの支援

相談支援

連携・協働のプラットホーム

相談窓口

住まいと福祉の課題を共有・つなぎ

- 福祉事務所（葵区・駿河区・清水区）
- 暮らし・しごと相談支援センター（生活困窮者自立相談・支援）
- 地域包括支援センター（高齢者の総合相談）
- 基幹相談支援センター（障害のある方等の総合相談）
- こども家庭センター（こどもを取り巻く家庭の相談）
- 多文化共生総合相談センター（外国人を取り巻く総合相談）
- 不動産事業者